

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年9月1日（水）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更、令和3年2月17日申請受理）に関し、資料に基づき以下の説明があった。
 - 増設雑固体廃棄物焼却設備のロータリーキルン摺動部を、軸ブレが吸収できるような構造に変更することで、境界部から漏れにくい構造に変更したこと。
 - 増設雑固体廃棄物焼却設備の給気フィルタ室は、フィルタ交換作業を想定して管理対象区域に設定しているが、HEPAフィルタ通過後の場所については、汚染のおそれはなく、フィルタの交換頻度も極めて低いことから、交換作業時には一時的な管理区域設定をすることで対応できるとして、非管理区域に変更すること。また、サーベイの結果より、空間線量率及び汚染密度は非管理区域としても問題ない値であること。
 - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。
6. その他
資料：増設雑固体廃棄物焼却設備焼却炉境界部の構造変更ならびに、管理対象区域の適正化についての補足資料